

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 コロナ禍における持続可能な行財政運営について

### 【要旨】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動は停滞し、特別区交付金の主要財源である市町村民税法人分は、景気変動により税込額に大きな変動が生じる。一方で、人口減少への対応、自然災害への対応、新庁舎建設、小中学校の改築など、計画事業を着実に進めていく必要がある。

現下の情勢の中で、北区の持続可能な財政運営を行うためには、どのような取組みを考えているか、区長の見解を伺う。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

はじめに、  
コロナ禍における持続可能な行財政運営についての  
ご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、  
社会経済活動は大きく停滞し、  
戦後最大の経済の落込みとなっています。  
今後、区の歳入にも大きな影響が  
生じてくるものと捉えています。

こうした状況を見据え、  
令和三年度予算編成に向け、  
計画事業を含めた、全ての事業を対象に、  
区民生活への影響や、  
事業の優先度、緊急度などを勘案し、  
事業の休止・繰延べ（くりのべ）や、事業規模の縮小など  
緊急的な財源対策を講じることとしています。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

また、区財政は、景気変動の影響を受けやすいこと、不合理な税制改正により、

一般財源総額の確保が難しくなっていること、

さらに、社会保障費が漸増傾向にあることなど、様々な財政運営上のリスクを抱えています。

このため、絶えず事業の見直しを進めるとともに、経営改革プランや、

様々な行政改革を着実に推進していくことが重要であると考えています。

まずは、

コロナ禍における緊急的な財政運営を行うため、

基金や起債の積極的かつ戦略的な活用を

図ってまいります。

財政健全化の取組みを実施するとともに、

一定の財政環境の改善が見られた段階において、

改めて基金残高の確保に努め、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

財政の持続性を確保した上で、

基本計画二〇二〇(二十二十)に掲げる

施策実現に向けた取組みを進めてまいります。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を

(一) 区のデジタル化の着実な推進

ア デジタル化の推進について、区の基本的な考え方を問う

【要旨】

新型コロナウイルス感染症拡大により、デジタル化の推進に様々な課題が浮き彫りとなった。

閣議決定された「官民データ活用基本計画」や、地方制度調査会からの「地方行政体制に関する答申」などには国の果たすべき役割も記載されているが、区としても区民の利便性向上と行政サービスの向上のため、デジタル化の着実な推進を図る必要があると考えるが、区の基本的な考え方を答えてほしい。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

二(一)ア

次に、区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を、のご質問に順次お答えします。

初めに、デジタル化の推進についての区の基本的な考え方についてです。

本年二月に策定した

「北区情報化基本計画二〇二〇（にせんにじゅう）」

においては、今後の情報化の方向性の一番に、

「区民の利便性向上のため、区民サービスにおいて、技術革新に対応した情報化を推進する」

ことを掲げさせていただきました。

区民の日常生活の中にも、オンライン手続きが浸透しており、行政手続きにおいても

一層のオンライン化が求められています。

今後、さらに急速に進む、著しい技術革新に対応するICT（アイシーティ）を活用した、

一層便利で使いやすい区民サービスの提供のあり方を、横断的に検討していく必要があると考えています。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を

(一) 区のデジタル化の着実な推進

イ 書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築することが求められる。区の見解を問う。

【要旨】

デジタル化を進めるためには、法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築することが求められる。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

二(一)イ

次に、行政手続きのオンライン化についてです。国の規制改革推進会議での取りまとめを受けて、本年七月、総務省より、

「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知が発出されています。

書面規制、押印、対面規制の見直しによる行政手続きのオンライン化は、

3密の回避など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のみならず、

業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供、

さらには、働き方改革にもつながるものと考えます。

まずは、行政手続きのオンライン化の前提となる各種規制の見直しについて、

規制改革推進会議で示された対応方針や

今後、国の各府省から発出される予定の

ガイドラインなどを参考に、検討してまいります。



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を
- (一) 区のデジタル化の着実な推進
- ウ 各種窓口での導入や様々な手数料のキャッシュレス化を早急に推進すべきと考える。区の考えを問う。

## 【要旨】

茨城県行方市では総合窓口でのキャッシュレス化の導入を目指し、群馬県富岡市では窓口手数料や観光施設の入場券をキャッシュレス化済み。台東区では、証明書手数料などのキャッシュレス化を検討している。北区でもキャッシュレス化を早急に推進すべき

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

二(一)ウ

次に、窓口における様々な手数料のキャッシュレス化についてです。

窓口払いの手数料などの

キャッシュレス化については

経営改革プラン二〇二〇(二十二年)の改革項目に掲げ、導入に向け検討することとしています。

コロナ禍、あるいはその後の新たな時代において

「キャッシュレス」という非接触型の支払方法は、

感染拡大防止にも寄与するものであり、

また現金を扱わないことによる

事故等のリスク回避にもつながるものと考えます。

まずは、導入済み自治体の成果を検証した上で、

課題の整理を行うなど、検討を進めてまいります。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためのデジタル化の  
着実な推進を

(一) 区のデジタル化の着実な推進

エ ワンストップお悔やみ窓口の開設について

【要旨】

最近では、死亡時の多岐にわたる手続きにおける窓口のたらいまわしや、手続き漏れの防止、遺族の負担軽減を図るため、死亡に伴う手続きをワンストップで担う「お悔やみ窓口」を設置する自治体が徐々に広まっている。また、政府は本年五月に自治体の窓口設置を後押しするため、遺族が必要となる手続きを抽出できる新システム「お悔やみコーナー設置自治体支援ナビ」を開発・作成し希望する自治体への提供を始めた。北区も、「区民の利便性の向上」「遺族の負担軽減」のため、このシステムを導入し、デジタル化を進め、ワンストップお悔やみ窓口を開設すべと考えるが区の見解は。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

二(一)エ

次に、

ワンストップお悔やみ窓口の開設についてです。

ご遺族の方にとって、死亡届の提出をはじめ、各種の手続等は、不安や時間的な負担などが大きいものと考えています。

そのため、現在区では、区役所以外の機関を含め、死亡時に必要となる手続きや相談窓口についてまとめた、「死亡届を出された後(あと)の

諸手続きのご案内」をお渡ししています。

ご提案の、ワンストップお悔やみ窓口につきましても、窓口の設置場所の確保、システム等の環境整備、幅広い制度や手続きに的確に対応できる知識や経験を有する職員の育成など、将来的な総合窓口も見据えた検討が必要であると認識しています。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

ご紹介いただきました

「お悔やみコーナー」設置自治体支援ナビ」を

活用した事例も含め、先行自治体における

設置の経緯のほか、窓口の運用状況や効果などについて  
引き続き、調査・研究してまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を  
 (一) 区のデジタル化の着実な推進  
 オ 「デジタル活用支援員」の配置について

## 【要旨】

今後、デジタル化を進めるために必要な視点は、誰も  
 が取り残されないようにすることである。

デジタル化を進める際には、高齢者や障がい者の方々  
 を含む全ての人々が最低限必要な技術を使えるようにする  
 「デジタル・ミニマム」の理念が重要であり、デジタル  
 機器の利用をサポートする「デジタル活用支援員」配置  
 など、きめ細やかな配慮も必要と考えるが、区の考えを  
 問う。

## 【参考】デジタル活用支援員

デジタル活用支援員とは、高齢者に対して、住居から地理的に近い場所で、ICT機器・サービスの利用方法について教える・相談を受ける等を実施する者。

総務省が平成三十年度に開催したデジタル活用共生社会実現会議において、その具体化が検討され、本年度から推進事業の地域実証事業を開始した。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

二(一)オ

次に、「デジタル活用支援員」の配置など、

今後のデジタル化社会への移行への配慮についてです。

新型コロナウイルス感染拡大は、ICTの必要性、

それに伴うデジタルインフラの拡大とともに、

反面、デジタルデバイドの加速による、

新たな格差を広げつつあると認識しています。

誰もが取り残されないICT活用社会の整備には、

住居から地理的に近い場所で、

ICT機器やサービスの利用方法について、

教えたり、相談を受けたりすることのできる

デジタル活用支援員を配置していくことも、

有用な手段だと考えます。

本年度、国が行う地域実証事業の成果なども確認し、

高齢者、障がい者や外国人を含めた、

すべての区民に優しい北区の実現に向けて、

必要なICT施策を研究してまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を

(一) 区のデジタル化の着実な推進

カ 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進することも必要と考えるが、国や東京都の取り組み状況も含め、区の取り組み、見解を伺う。



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

## 二(一)カ

次に、情報システムの標準化・共通化、クラウド活用にかんするご質問にお答えします。

自治体システムの標準化にかんしては、国は昨年度から検討会を開催し、住民記録システムを中心として、人口規模が大きな自治体においては仕様書等の標準化を、小さな自治体は、クラウド化を目指す方向で検討しています。

特別区においても、昨年度から、住民情報基盤の共同化により、業務の効率化と、大幅なコストダウンを図ることを目的とした研究を行っております。

北区では、昨年度から、カスタマイズを排除した、基幹系システムパッケージの更改こうかいに着手し、来年一月からの本稼働を予定しておりますが、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

コスト面も含めて、これらの研究・検討状況を注視し、その後の共同化への参画の方法や時期などを、研究・検討してまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を

(一) 区のデジタル化の着実な推進

キ 令和三年度から四年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについては、導入時と同様の財政措置を国に求めてほしいが、区の見解を伺う。

【参考】自治体情報セキュリティクラウド

総務省が推進する自治体の情報セキュリティ対策「三層の構え」の一つ。

マイナンバー利用事務系システムの分離、L G W A N (統合行政ネットワーク) 環境の確保、自治体情報セキュリティクラウドの構築の三つからなる。

都道府県と市区町村が協力し、インターネット接続口を集約。その上で、都道府県単位に自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を図るもの。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

二一(一)キ

次に、自治体情報セキュリティクラウドにかんするご質問にお答えします。

総務省が推進する自治体の情報セキュリティ対策、いわゆる「三層の構え」の一つである

「自治体情報セキュリティクラウド」につきましては、各自治体のインターネット接続口を集約し、そのうえで、都道府県単位に構築し、高度なセキュリティ対策を図るものです。

東京都セキュリティクラウドにつきましては、運用保守期限を一年延長し、令和四年十二月まで、現在のシステムを利用する予定です。

当初の導入の際にも、一部国庫補助がありました<sup>が</sup>、今後のシステム更改<sup>こうかい</sup>の際には、移行費用なども含めて、十分な財政措置を講じることを、国に求めていく予定です。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を

(一) 区のデジタル化の着実な推進

ク 今後の制度改正に伴う改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じることについて、特別区長会などを通じ、国に求めるべきと考えるが、区の見解を伺う。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

二(一)ク

次に、今後の制度改革に伴う改修の負担を  
区長会などを通じ国に求めることについてです。

全国的に適用される制度改革に伴う

システム改修費用につきましては、

人口規模やシステム形態による上限額を設けた上で、

基本的には、国の補助対象とされてきました。

今後、法改正によるものに限らず、

国が推奨するシステムへの更改しゅうかいなど、

システムの改修が必要となった場合には、

自治体の負担とならないよう、

十分な財政措置を講じることを、

国に求めていく所存です。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 区民サービス向上のためデジタル化の着実な推進を  
 (二) 教育のICT化について

ア 休校中にインターネットを活用した自主学習は  
 行われたのか、学校間で取組が異なっていたの  
 か、取組に違いがあれば、要因と今後の課題は。

イ 北区のGIGAスクール構想の取組は。

ウ 現在の児童生徒の家庭環境をどのように捉え、  
 学校としてもどのようにサポートしていくのか、  
 現状を問う。

エ 日本の子どもが学習でICTを使う時間が、O  
 ECDで最下位であり、学校で体系的な指導をし  
 ていないからと考えるが、対応を問う。

オ 子どもたちの未来のため、全庁あげて学校のI  
 CT化を推進すべきだが、教育長の考えを聞く。

## 【要旨】

時代は、超高速の情報社会であり、ICT化によ  
 り、判断する力、学ぶ意欲等を付けることが大切。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

二(二)

私からは、はじめに、  
教育のICT化に関するご質問について、  
お答えします。

まず、休校中のインターネットを活用した  
自主学习についてです。

臨時休業中には、

学校や教育委員会のホームページで

NHKなどのデジタルコンテンツを紹介し、

家庭での視聴を推奨しました。

学校によっては、

教員がオリジナル動画を撮影し、

児童・生徒向けに限定配信しました。

教育委員会として、緊急事態宣言下において、

動画配信の研修を実施できる状況ではなかったため、  
手引きを作成して各校に配付しましたが、

学校の動画配信への取り組みには、差がありました。

(後頁へ続く)



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

また、インターネットの利用環境について、十分でない家庭が、二割程度あることから、家庭学習では、補助的な活用となりました。

次に、北区のGIGAスクール構想の取組についてです。

国が掲げるGIGAスクール構想は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学びや、

創造性を育む学びに寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も、大きく広げる、

ソサエティ、5.0(ゴーテンゼロ)の時代に、ふさわしい取組であるにとらえています。

区では、本年七月から八月にかけて、公募型プロポーザル提案による、GIGAスクール構想実現に向けた

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

構築支援事業者の選定に、  
必要な手続きを進めてまいりました。

今後は、構築支援事業者のサポートのもと、  
教員代表と庁内関係課で構成する、  
GIGAスクール構想推進プロジェクトチームや、  
運用検討委員会において、機器の導入、  
学習面の展開、運用ルール等の検討を重ね、  
令和三年度から、一人一台端末の環境による、  
教育が実践できるよう、取り組んでまいります。  
次に、家庭環境をどのように捉え、  
学校としてサポートしていくのかについてです。  
児童・生徒のおかれた家庭環境は、  
さまざまな状況があると認識しています。  
GIGAスクール構想の実現に向けた、  
児童生徒一人一台の端末等の活用にあたっては、  
すべての児童生徒が、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

学校や家庭のいずれの場所においても、円滑かつ適切に活用できるよう、各家庭のインターネット環境を調査したうえで、活用に向けた支援体制を構築するなかで、よりきめ細かな対応方法について、検討してまいります。

次に、学校におけるICT教育については、本区では、国が策定した、

「教育のICT化に向けた環境整備五か年計画」に基づき、

三人に一台のタブレット端末や大型テレビの整備、校務支援システムの導入など、

積極的に、学校のICT化に取り組んでおり、二十三区内でも上位の整備率となっています。

機器の整備に合わせて、教員の研修・支援も進め、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

授業におけるICTの活用を推進しています。

例えば、昨年度は、教育課題研修において、

区内全教員が、プログラミング教育や

ソサイエティ5.0についての講義を受け、

新しい時代の教育の在り方について学びました。

また、東洋大学情報連携学部と

連携した研修を実施したほか、

例年、実施している夏季ICT活用研修では、

授業におけるICT機器の操作技能を

習得する研修を実施しました。

各校において、

ICTを活用した授業を行う際には、

ICT支援員が、授業の準備や、

トラブル対応などの支援をしています。

SNS利用などの

情報モラルについての指導は、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

教育委員会として「SNS北区ルール」を策定し、各学校や家庭でも「SNSルール」を決める取組みや、道徳科の授業やセキュリティ教室において相手への思いやりやSNSの危険性など、情報モラルに関する指導を実施しています。

次に、学校ICT化の推進に関する考え方についてです。

本年三月に策定した、

北区教育ビジョン二〇二〇では、

ICT教育の充実を重点事業に掲げ、

ICTの活用により、

「主体的・対話的で深い学び」を

一層、推進するとしました。

高度情報化社会を生き抜くためには、

ICT教育の推進による情報活用能力の

育成が重要であり、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

未来を担う子どもたちが、  
社会の持続的な発展を牽引するための  
多様な力を伸ばすことのできるよう、  
全力で取り組んでまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 より実効性のある災害対策について

(一) 国の法改正を受けた北区の対応等について

ア 政府は、「避難勧告」廃止して「避難指示」に一本化する方針を固め、来年の通常国会に法律の改正案提出を目指している。北区で、今後、荒川氾濫や大規模な内水氾濫の危険が認められた場合、どのような体制で、どのような対応を行うのか。

イ 令和元年台風十九号の際、荒川タイムラインがどのように活用されたのか。荒川下流河川事務所との連携など、実施状況と今後の課題、取り組みを聞かせてほしい。

ウ 政府は、過去の災害の反省を踏まえ、来年の通常国会に「発生のおそれ」の段階から災害対策本部を設置できるよう法律の改正案を提出する。このような国の取り組みを北区はどのように受け止め、北区としては災害対策本部の設置について、どのような対応を考えているか、現状を示してほしい。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

## 三(一) アイウ

次に、より実効性のある災害対策についての  
ご質問にお答えします。

はじめに、国の法改正を受けた北区の対応等について  
です。

「避難勧告」と「避難指示」の違いについては、  
今年七月に発行した北区ニュース水害特集号でも  
取り上げたところですが、

「避難勧告」と「避難指示」は、

どちらも警戒レベル四の段階で発令されるもので、

「避難勧告を発令したのち、さらに危険性が

高まった場合、避難指示を発令する」としながらも、

「発災のおそれが極めて高い状況等においては、

避難勧告に先んじて避難指示を発令する場合がある」等

区民の皆さまには、その違いについて、

理解されにくいところがあるものと認識しております。

(後頁へ続く)



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

今後国の方針が変更された場合、

区といたしましては、

改正後の方針に沿った対応をとることとし、

区民の皆さまには、

速やかに分かりやすい形で周知を行ってまいります。

荒川の氾濫など大規模水害が想定される

場合につきましては、なるべく早期に

高台に可能な限り多くの避難場所を開設するとともに、

避難場所の運営に支障をきたさぬよう

十分な職員を配置することとします。

一方、集中豪雨等により

石神井川の氾濫や土砂災害警戒区域等における

土砂災害が想定される場合は、

被災地の近くの区施設に避難場所を開設するほか、

自宅の上階等への緊急避難を呼びかけることとします。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

次に、令和元年台風十九号における

荒川タイムラインの活用等についてです。

荒川の氾濫に備え、正しく事前行動をとるため

避難勧告等を発令するタイミングや

区民周知の方法について、事前に荒川下流河川事務所や

近隣自治体と協議を重ねてきました。

しかしながら、当日は、石神井川の氾濫や

土砂災害の発生が懸念される事態となったこと等から

危機管理室において混乱が生じ、

適時適切な情報発信や避難場所の開設準備等に

課題が残りしました。

今後は、最大の被害想定を踏まえた

準備を心がけるとともに

区民の避難支援の中心を担う危機管理室の

職員体制や他部署から応援体制の充実を図ることで

荒川タイムラインに沿った対応により

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

早期の避難支援ができるよう改善を図ります。

なお、荒川下流河川事務所とは、

令和元年台風十九号の際、河川の水位等にかんする情報のやり取りを綿密に行い、区民の皆さまに対する避難情報の参考にすることができましたので、今後も密な連携を取ることができるよう連絡体制を維持してまいります。

次に、国の災害対策本部の設置時期にかんする法改正についてです。

国が、迫りくる災害に速やかに対応するための体制整備を行うことができることとする法改正は重要なものと捉えております。

また、区では、現行の地域防災計画において、超大型台風の接近など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

全庁での情報共有と全庁一体となった災害対応体制を準備するため、「災害対策即応本部」を設置することとしております。

災害対策即応本部は、災害対策本部に準じた組織としており、万一、区内に被害が発生した際には、そのまま災害対策本部に移行することとなります。

このようにたとえ被害が発生しない段階においても、区は全庁を挙げ、区民の生命、身体、財産を守るため様々な応急対策に当たることができるよう整備しております。

なお、令和元年台風十九号の際には、災害対策即応本部を設置せず全庁一体となった体制を構築できなかったことを大いに反省し、今後は適切な時期に躊躇なく設置することとします。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 より実効性のある災害対策について

(一) 避難確保計画の作成について

ア 区内対象施設における避難確保計画作成の進捗状況は。

イ 今後、北区は実効性のある避難確保計画作成に向けてどのように取り組んでいくのか。

【要旨】

令和二年七月豪雨では、熊本県の特別養護老人ホームが大きな被害に遭った。避難確保計画を策定し、訓練も実施していたが、被害を防ぐことはできなかつた。このようなことから各施設における計画作成は急務である。また、施設側の意欲と共に、北区がどれほど熱心に計画作成を促したかが大切である。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

## 三(二) アイ

次に、避難確保計画についてです。

北区における避難確保計画の策定状況は、令和元年度末時点において、対象二百三十二施設中百六十施設で作成が済んでおり、進捗率は約七割となっています。

そのため、これまでも、

施設長会や文書等により作成を促してきたところです。

今年度に入り、いくつかの施設に個別に

ヒアリングを行ったところ、

「計画を作っても、限られた職員体制では、

実際には計画どおり避難できない」、

また、「忙しくて計画を作る余裕がない」

といった意見が寄せられました。

また、作成済の避難確保計画においても

昨年度、区が策定した

「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」との

(次頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁より続く)

整合が図れていないものが数多くあることが確認できています。

さらに、今後、通所施設等においては、

交通機関の計画運休の実施が見込まれる場合などでは、早めに施設を休止する等の取り扱いとすることがあり、各対象施設には、

再点検を行うよう呼びかける必要があると考えます。

については、区では、今後早急に、

対象施設向けの説明会等の実施を検討するとともに、国が作成した計画作成用のDVD(ディー・ヴィ・ディー)を活用するなど、より丁寧で強力に働きかけを行ってまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 より実効性のある災害対策を求める

(三) 高齢者施設の避難後の福祉サービス継続について

(四) 高齢者施設への避難用スロープ等の設置について

高齢者施設は避難後も福祉サービスの継続が求められる。厚生労働省も推奨するBCPの作成が重要と考えるが、避難後の福祉サービス継続について区の取り組みを伺う。

厚生労働省は、介護施設における水害対策の新たな支援策を創設する。豪雨による犠牲者を一人も出さない決意のもと、高齢者施設の調査を行い、避難用スロープや止水版などの設置が必要な施設には、積極的に補助制度の活用を促すべきと考えるが、区の考えをお聞かせください。



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

三(三)(四)

次に、高齢者施設の避難後の

福祉サービス継続について、お答えします。

高齢者施設においては、災害にあっても、必要なサービス提供を

維持していくことが求められています。

そのためには事業継続に必要な事項を定める事業継続計画は重要であると認識しています。

国の介護給付費分科会においても、介護事業所の災害への対応力強化が議論されているところです。

区としましても、高齢者施設に対して、事業継続計画の策定を働きかけるとともに、必要な支援を行ってまいります。

次に、高齢者施設の避難用スロープや止水板の設置については、  
国が令和二年度予算において、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

既定経費の補助メニューに

水害対策強化事業を追加しています。

区としましても、状況の把握に努め、

区内の高齢者施設に対し、

補助の活用 of 周知を行うなど、

水害対策の強化を図ってまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 より実効性のある災害対策について

(五) 「水害対応避難場所」の名称・利用方向の周知は  
今後どのように行う予定か。

**【要旨】**

これまで、水害に備え区が開設してきた自主避難施設は、発災後に一定期間生活する「避難所」でなく、発災前に難を回避するための「避難場所」に該当する。そのため、基本的に水や食料は避難者が用意する必要があるといった位置づけをしていた。令和元年台風十九号では、「同じ施設が、発災前後で避難場所から避難所に変わる運用は分かりにくい」という声が寄せられた。その反省を生かし、区では「自主避難施設」と「避難場所」を一本化する予定としている。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

## 三(五)

次に、「水害対応避難場所」の名称・利用法の周知についてです。

区では、令和元年台風十九号の際、

「区が避難勧告を発令している状況下において、自主避難施設といった名称を用いると

避難者である区民は困惑する」といった

ご意見等を踏まえ、

これまで用いていた「自主避難施設」の名称を

「水害対応避難場所」に改めることとしました。

また、備蓄物資につきましても、

「避難所ではなくとも、避難勧告を発令し

避難を呼びかける以上、供給を行うべき」といった

意見が出され、

現場では混乱もあったと認識しています。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

今後は、水害の際の避難にあたっては、  
ご自身の生命を第一としながらも、  
時間に余裕をもった行動を推奨するとともに  
備蓄物資については、数に限りがあることから  
当面の避難生活に必要な食糧等については、  
原則として持参するようお願いいたしました。  
これらのことにつきましては、  
七月二十日発行の北区ニュース水害特集号で  
広く周知を行ったところですが、  
今後も、マイタイムライン作成講習会や  
避難所開設訓練等の場など、あらゆる機会を活用し、  
周知に努めてまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 より実効性のある災害対策について

(六) 避難場所の確保等について

ア 北区で大規模な水害が発生した場合、区内の避難施設では、どのような施設に、どのような基準で、何人避難収容できるのか。

イ 新型コロナ禍での「密」を避けた避難対策はどのような考えているのか。

ウ 国の施設をはじめ、避難場所になりうるあらゆる企業団体と粘り強く交渉を続けるべきと思うが、区の考えは。

【要旨】

東京都では民間の大型店舗と協定を結び、立体駐車場等に避難場所を確保するとしている。足立区でも本年六月に都営住宅を活用する覚書を締結した。区でも、積極的に避難場所の確保に向けた努力をすべき。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

三(六) アイウ

次に、大規模水害等に備えた

避難場所の確保等についてお答えします。

北区で荒川等の氾濫が想定される

大規模な水害のおそれがある場合、

主に区西部の高台に位置し、

土砂災害警戒区域外にある区立学校等に避難場所を開設します。

三. 三 (さんてんさん) 平方メートルに

二人を受け入れるといった基準を用いると

概ね五万二千人を

受け入れることができると考えております。

区立学校以外にも、高台にある区施設を活用し、

避難場所を開設する計画としていますが、

低地部にお住いの人口約二十万人には

到底及ばない状況です。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、レイアウトにあたっては、世帯ごとの区画をパーティション等で囲い、一メートル以上離す形とする必要があることから、実際の受け入れ可能数はさらに少なくなるものと考えております。

そのため、区では大型台風が接近する場合等においては、なるべく早期に分散避難を呼びかけ、水害の危険のない親戚・知人宅や宿泊施設等を活用した避難行動を推奨します。

同時に、新たな避難場所を確保する取り組みも重要であると考えます。

(後頁へ続く)



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

現在、区では、国や東京都等が管轄する施設を避難場所として利用できるよう

協議を進めているところです。

今後は、民間企業等も含め、避難場所として

利用可能と思われる施設については、

粘り強く交渉を行い、

区民の皆さま誰もが安全・安心に

避難することができるよう努めてまいります。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

## 四 コミュニティバスを含めた地域公共交通の拡充を

(一) 地域公共交通会議は、どのような委員の方々が、どのような基準で検討しているのか

(二) 現在までの検討状況と現時点での途中経過の示しを

(三) 区内公共交通に偏在がないように「K(けい)バス」の複数路線の運行を求めるが、区の見解を

## 【要旨】

私が初当選の平成二十三年二定での初質問で、部長がコミュニティバスについては、区内公共交通のあり方の検討を行った上で、高齢化率の高い地区、坂道が多い地区など、必要と思われる地区を選定、検討すると答弁。その後、基本計画二千二十で、区内交通手段の確保ということ、事業化が位置づけられた。昨年度から二か年で、新規路線の導入など、効果的な地域公共交通計画を策定する予定で進んでいる。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

四(一)(二)(三)

次に、コミュニティバスを含めた

地域公共交通の拡充を、とのご質問にお答えします。

はじめに、地域公共交通会議の委員と

検討の基準についてです。

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づき、

地域住民の生活に必要なバスなどの確保、

旅客の利便増進を図ることを目的に、

学識経験者を会長とし、バスなどの運送事業者や

住民・利用者、関東運輸局、道路管理者、

交通管理者の警察など、関係機関を委員として

設置しております。

次に、検討状況と途中経過についてです。

区では、令和元年十二月に、

第一回の地域公共交通会議を開催し、

公共交通ネットワークの現状把握や

区民アンケートの調査・分析を行いました。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

令和二年三月の第二回では、コミュニティバスの新規路線の導入候補地と優先地域選定の考え方を議論し、令和二年六月の第三回では、書面会議とし、区内七地域の優先順位の決定と各地域での新規路線の検討・選定の考え方を検討いたしました。

現在は、本年の九月四日に第四回を開催し、区内七地域における新規路線案を設定し、地域と合わせた総合的な優先順位を取りまとめたところです。

この詳細な結果につきましては、資料を提示のうえ、所管の委員会でご報告いたします。

次に、複数路線の運行については、

新規路線の運行につきましては、事業の継続性が重要となりますので、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

運行継続・見直しのルールを含め  
総合的に検討しております。

今後の路線計画につきましては、  
本年度策定予定の北区地域公共交通計画において、  
お示しする予定です。

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

五 子育て支援充実のため、新生児への特別給付金支給を求め

(一) 支給対象は令和三年四月一日生まれまでとするこ  
と

(二) 支給金額は新生児ひとりあたり十万円とすること

## 【要旨】

公明党議員団は本年七月三十日区長に、国の特別定額給付金の基準日である四月二十七日の翌日以降に生まれた新生児へ特別定額給付金を支給するよう要望書を提出した。「子育てするなら北区が一番」をさらに推進するため、その実現を求め、その後の取り組みを伺いたい。

小田切 かずのぶ	公明	代表	二
----------	----	----	---

五(一)(二)

私からは、子育て支援充実のため、新生児への特別給付金支給を求める ことについて、お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、子育て中の家庭においては、日々さまざまな困難があることと思います。

ご要望いただいた新生児への特別給付金については、区としても、国や東京都の施策の隙間を埋め、子育て中の家庭を応援する効果的な施策の一つと考えており、本定例会に上程した補正予算に必要な経費を計上いたしました。

また、実施にあたっては、支給対象とする新生児を令和二年四月二十八日以降、同学年となる令和三年四月一日生まれまでとし、支給額は、一人あたり十万円とする予定です。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

なお、本事業の概要については、

本定例会の所管委員会に報告させていただきます。



小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

六 新型コロナウイルス感染症対策の強化について  
全小学生や妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成を行うべきと考えるが見解を伺う。

## 【要旨】

今冬はインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行が考えられる。両者を症状から鑑別することは困難であり、医療機関の負担を軽減するためにも、全小学生や妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成を行うべきと考えるが見解を伺う。

## (参考)

インフルエンザ予防接種の法定接種対象者と例年の自己負担額  
60～64歳の一部\* 自己負担2500円(今年は無料)  
65～71歳 自己負担2500円(今年は無料)  
72歳以上 自己負担なし

\*内部障害等

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

六

次に新型コロナウイルス感染症対策の強化についてです。

今シーズンは、

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が

高まる可能性がある想定されるものの、

本年のワクチン製造量は

昨年より微増にとどまるため、

接種希望数が

供給量を大きく上回ることで

強く懸念されております。

一方で、

高齢者は、季節性インフルエンザだけでなく、

新型コロナウイルス感染症についても、

他の世代に比べて、

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

重症化率及び死亡率が

格段に高いことが明らかとなっております。

このため、国は、

自治体や関係団体と連携して、

次のインフルエンザ流行に備え、

インフルエンザワクチンを

優先接種すべき対象者、

とりわけ予防接種法に基づく定期接種対象者

である六十五歳以上の高齢者に対して、

早期接種を呼びかける方針を示しています。

こうした状況を踏まえ、

区と致しましては、

希望する高齢者への接種機会の確保を

何より最優先して実施することとし、

先日公表された

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公明

代表

二

(前頁から続く)

東京都からの緊急的な財政支援を踏まえ、  
従来の七十二歳以上に加え、  
すべての定期接種対象者の自己負担を  
無料とするとともに、  
接種の呼びかけを一段と強化し  
十月初旬からの  
優先的な接種を推進してまいります。